

前橋市議会議員 つつみはじめ

新型コロナウイルスの第二波、そして終息へ向けて、残り、半年の任期も、全力で取り組みます！



令和二年度 第2回定例会(6月19日)

任期満了まで半年を切りました。この4年間を振り返ると、地元地域では、旧中央小の跡地活用や旧工キータ、前橋駅北口再開発や旧日赤跡地CCRC事業、中心市街地再開発や本町五差路の改良など、大型事業を押し進めてきました。身近なところでは、歩道や車道の安全対策やスポーツ環境の整備、防災士として防災対策に尽力し、また子育て支援や中小企業支援への制度改善に全力で取り組んできただところであります。

今は、新型コロナウイルス対応へ攻めの姿勢で、支援制度の充実と周知に、また事業の再開や中止。延期で市民が混乱しないよう調整と発信に奔走する日々です。収束ははじめたところであります。今定例会においても今後の教育や経済支援、財政やスポーツ施設等がどうなるのか、質問。要望をしました。

自治会活動の今後

花火大会や前橋まつりの中止が既に決定しています。学校も通常通りに再開し、少しずつ経済活動も戻り始めましたところではありますが、自治会活動については、今後どうなるのか不安を感じられている方もいます。昨年は前橋まつりが台風の影響で中止になる中で、自治会の中には、独自お祭りを実施する動きもありました。自治会行事の実施の判断は各自治会に委ねられていますが、警戒度が下がる中でも、感染のリスクを考えると判断が難しくなるように感じます。ある自治会は実施したのに、隣りの自治会は実施しない。というケースも今後予想される中で、できるだけ足並み揃えて、混乱を防ぐためにも、今後も市と自治会とでできるだけ共通認識をもてるよう連携していくください。

学校へのICT導入

共愛学園では既に全教室で公衆無線LANサービスを利用できるよう整備をし、昨年度から中高の新入生にはタブレット端末を配布しており、今回の臨時休校中には、これを生かして双方でやりとりできるテレビ会議システムで授業を生配信しています。また、農大二高では、主要5教科の動画をユーチューブに投稿し、パソコンなど視聴環境が整っていない生徒には端末を貸し出すなどしています。高崎市立である、高崎経済大学附属高校でも、既にタブレットを貸し出す計画があると聞いています。

教育機関でのICT導入には、課題も多く、財政面においても厳しい状況はありますが、これから情報化社会の中、それが当たり前になつてくるのは目に見えています。

群馬県では今年度中に県立高校の生徒全員にパソコンを配備する計画があります。県内の多くは、県立の高校ですが、是非、市立前橋高校の生徒だけが、パソコン等の端末が用意できません、といつたことのないようにお願いします。

教育機関でのICT導入には、課題も多く、財政面においても厳しい状況はありますが、これから情報化社会の中、それが当たり前になつてくるのは目に見えています。

地域の公園のスポーツ器具

外出自粛中、子どもを外で運動させたいと思う保護者も多かつたと思いますが、私の所にもバスケットゴールやサッカーゴールのある公園は近くに無いかとの問い合わせが多数寄せられました。しかし調べてみると多くの身近な公園ではそういうスポーツ器具があります。体験館を利用しようにも予約が必要だつたり土日は大会利用があつたり気軽に使うことができません。体験館を利用しようにも予約が必要だつたり土日は大会利用があつたり気軽に使うことができません。

身近な公園は、児童からお年寄りまで幅広い年齢の方々が比較的狭い空間で一緒に利用しており、過去に設置した公園では、中高生が早朝や夜間に利用し、近隣住民から騒音の苦情も発生した結果、撤去する事例がありました。

東京オリンピック・パラリンピックが来年に延期され、新型コロナウイルスの終息とともに、スポーツへの関心も今後高まってくることが予想されます。確かに身近な公園は誰もが安心して利用できる場でなければなりません。そういう観点からも今後、気軽にスポーツ出来るような環境づくりをご検討ください。

答弁中のマスクについて

今定例会では、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクを着用して、質問を行いました。このマスクは弁天通りのマメゼン商店さんのです。地元地域でも多くのお店でマスクの販売をしています!

建物の解体工事は、順調に進捗しています。ですが、今年度は、代表事業者である大和ハウス工業が新型コロナウイルス感染防止対策を図りつつ、参画事業者との個別協議で施設設計の準備作業を行っています。本市では道路設計など官民双方の協力体制によりまして、着実に事業の推進に努め、令和3年度には施設整備を進めています。



JR前橋駅北口地区の再開発事業の進捗



第三弾

経済再生と感染防止のバランスをとった、新たな支援策! 新型コロナウイルス感染症に伴う 支援制度

3,000円分得する! プレミアム付商品券の販売がスタート!



1冊 13,000円分の商品券を 10,000円で(一世帯に最大3冊まで)販売 ■応募期間:令和2年8月15日~8月25日の間で応募※応募多数の場合は抽選で販売は令和2年9月予定
■応募方法:8月15日の広報まえしに応募はがき等の詳細があります

前橋市にぎわい商業課

☎ 027-210-2188



事業者向け

市 テレワーク環境整備促進補助金

市内でテレワークを新たに導入しようとする企業に対して初期費用の一部を補助 ■交付対象経費:テレワーク導入を目的とした設備整備費等

■補助金最大 100万円

■補助率 ●中小企業 2/3 以内
●大企業 1/2 以内

前橋市 産業政策課 ☎ 027-898-6985

■受付期間:令和2年8月下旬から再々募集の予定

市 IT化推進補助金

事業用パソコン、プリンタ、複合機、プロジェクタ、会計ソフトの導入、ホームページの制作等に要する費用等の一部を補助(パソコンとプリンタ等の組み合わせも可)
※当制度はコロナウイルスの支援とは関係なく実施

■補助金最大 20万円

■補助率 ●小規模事業者 1/2 以内(補助対象事業費 10万円以上)
●中小企業 1/5 以内(補助対象事業費 30万円以上)

前橋市 産業政策課 ☎ 027-898-6513

■受付期間:令和2年11月9日~11月13日

国 固定資産税及び都市計画税の軽減

令和2年2月~10月までの、任意の連続する3ヶ月間の事業収入が減少した中小事業者等を対象に令和3年度課税の1年分に限り収入の減少率に応じて軽減 ■対象:所有する償却資産及び事業用家屋

■軽減率 ●対前年同期比減少率が50%以上で 全額 軽減
●30%以上50%未満で 1/2 軽減

前橋市 資産税課 ☎ 027-898-6216

■受付期間:認定経営革新等支援機関等の認定を受け、令和3年1月31日までに、前橋市資産税課に申告

国 家賃支援給付金

令和2年5月~12月までの売上高について、1ヶ月で前年同月比50%以上の減少が連続する3ヶ月間の前年同月比30%以上減少した事業者に対して、事業のために占有する土地・建物の賃料を支給 ■事業者:中堅企業、中小企業、小規模事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など ■法人:最大600万円、個人事業:最大300万円を一括支給

■給付額(例) ●法人:賃料が75万円/月 以下で 2/3 支給
●個人事業:賃料が37.5万円/月 以下で 2/3 支給

家賃支援給付金センター ☎ 0120-653-930

■受付期間:令和3年1月15日まで



飲食店向け

市 ニューノーマル創出支援補助金

飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業の店舗等で感染症対策や3密回避のために事業者が取り組んだ消耗品や備品購入費の一部を助成 ■対象経費:【消耗品】消毒液やマスク、検温器、プラ容器やプラス食器、手袋等 【備品】テラス営業等に要するテーブル、椅子、サーモグラフィー、空気清浄機、アクリル板やパーテーション、ビニールカーテン、仕切り板、掃除機、エアコンなど

■補助金最大 15万円 ■補助率 3/4 以内

前橋市にぎわい課 ☎ 027-210-2188

■受付期間 申請期間
第1回募集 令和2年8月1日~17日 令和2年6月1日~7月31日
第2回募集 令和2年11月1日~9日 令和2年8月1日~10月31日

市 キッチンカー定着支援補助金

キッチンカーによる販売営業を前橋市内で行う事業者へ出店に係る経費の一部を助成

■A 準備費用タイプ:出店の準備に係る経費(広告宣伝費、キャッシュレス決済の導入経費、車両の改装経費等)

■補助金最大 10万円 ■補助率 1/2 以内

■B 出店支援タイプ:出店時の経費(広消耗品費・材料費、場所代・機器のレンタル料、営業に係る電気代等)

■補助金最大 5万円 ■補助率 1/2 以内

前橋市にぎわい課 ☎ 027-210-2188

■受付期間:令和2年8月1日~令和3年3月31日

旅行行くなら! GoTo キャンペーン

国内旅行の宿泊や日帰り旅行代金の支援(個人だけでなく社員旅行などの団体も可) ■支援額:旅費の1/2相当額(内旅行代金が支援額の7割・旅先で使える地域共通クーポンが支援額の3割) ※令和2年9月からの予定)一人一泊あたり2万円が上限(日帰り旅行は、1万円が上限) 利用回数の制限なし

■例:1人で1泊2万円の温泉旅館に宿泊する場合

支援額は旅行代金の1/2の1万円となり、内訳は7,000円の旅行代金割引と、3,000円の地域共通クーポンとなる。つまり旅行者が実際に支払う金額は13,000円で、地域共通のクーポン3000円分が受け取れる。

■利用方法

●旅行会社や旅行予約サイト経由で予約した場合 参加事業者登録を受けた旅行会社・ホテル・旅館の提供するキャンペーン適用商品は、その購入価格に既に割引が適用されています(原則利用者個人の手続きは必要ありません)。

●個人で宿泊と交通機関を直接手配した場合

利用者個人での還付手続きは観光庁のサイトから旅行者向けの還付取扱要領を参照ください。なお、宿泊施設に直接代金を支払った場合は、旅行者が直接キャンペーン事務局に還付申請をする必要があります。

観光庁GoToトラベル事務局 ☎ 03-3548-0520

令和2年8月1日現在の内容です。取り急ぎ取りまとめた内容であり、制度内容は変更する可能性もありますので、詳しくは各窓口へ直接お問い合わせください。より詳しく知りたい方は、つつみはじめのホームページにも特設コーナーを設けております。